

KASAMATSU

広報

かさまつ



	ページ
●岐阜県議会議員選挙 4月8日執行予定……………	2
●町職員の給与等を公表します……………	4～5
●廃棄物減量等推進委員会議を開催……………	6
●かさまつまちづくりガイド……………	7
●情報BOX……………	11～14

2007
NO.958

3

岐阜県議会議員選挙 4月8日執行予定

～行きます投票 わたしの岐阜が好きだから～

岐阜県議会議員選挙が4月8日(日)に行われる予定です。
候補者の政見など、よく見、よく聞き、よく考えて、私たちの代表を選びましょう。
また、選挙は、私たちが政治に参加できる大切な機会のひとつです。貴重な権利を放棄しないよう必ず投票しましょう。

投票	<p>【投票日】 4月8日(日)</p> <p>【時間】 午前7時～午後8時</p> <p>【場所】 第1投票区 笠松中央公民館 集会室 第2投票区 松枝公民館 第3投票区 下羽栗会館</p>
投票できるかた	<p>昭和62年4月9日以前に生まれた人で、平成18年12月29日以前に笠松町で住民基本台帳(住民票)が作成され、町の選挙人名簿に登録されているかた</p>
期日前投票	<p>投票日に「工作中」「投票区の区域外に旅行中」などの理由で投票できないかたは、次の要領で期日前投票ができます。</p> <p>【期間】 3月31日(土)～4月7日(土)</p> <p>【時間】 午前8時30分～午後8時</p> <p>【場所】 役場1階 住民課ロビー</p> <p>【方法】 宣誓書に書かれている事由を選択し、住所、氏名、生年月日を記入します。印鑑は不要です。</p>
在宅投票	<p>身体に次のような重度の障害があるかたは、郵便により自宅で投票することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障害が1級か2級のかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が1級か3級のかた、免疫の障害の程度が1級～3級のかた ・戦傷病者手帳をお持ちのかたで、両下肢、体幹または移動機能の障害が特別項症から第2項症までのかた、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が特別項症から第3項症までのかた ・介護保険の被保険者証をお持ちのかたで、要介護状態区分が要介護5のかた
開票	<p>【月日】 4月8日(日)</p> <p>【時間】 午後9時～</p> <p>【場所】 笠松中央公民館 3階大ホール</p>
投票所入場券	<p>3月30日(金)発送</p> <p>万一、入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。</p> <p>入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。</p>
問合せ先	<p>笠松町選挙管理委員会 ☎388-1111</p>

第1投票区(笠松地域)の投票所が笠松小学校講堂から笠松中央公民館集会室へ変更となりましたので、ご注意ください。

3月25日・4月1日の日曜日に休日窓口を開設

時間 午前8時30分～午後5時30分 住民異動届を受け付け

年度末、年度始めは、就職、転勤、入学などで住所変更されるかたが多いことから、町では3月25日と4月1日の両日曜日に住民異動届（転入・転出・転居）の受け付けや住民異動届に関連する事務手続きができるよう、休日窓口を開設します。

受付場所および主な取扱事務は次のとおりです。

【受付場所】役場1階住民課、福祉健康課および税務課の窓口

【取扱事務】

住民票の転出証明書交付

住民票の転入届・転居届および印鑑登録の受付

住民票の写し、戸籍謄本・抄本および印鑑登録証明書の交付と登録

戸籍の届出（笠松町のみで受理決定の判断ができる場合に限る。）

国保資格取得・喪失受付

福祉医療費および老人医療受給者証申請受付

児童手当認定請求書の受付

児童手当申請用の所得・課税証明書の交付

水道の給水開始・休止など申請書の受付

小・中学生の転入学許可書の発行

各種証明書の広域交付および外国人登録に関する諸手続きは取り扱いしません。

また、上記取扱事務の中で日曜日に休業している関係機関への問い合わせが必要な事務については、当日手続きができない場合があります。その際には、平日の時間帯に再度来庁していただくようお願いすることがありますので、ご了承ください。

【問合先】住民課 ☎388 - 1115

総務大臣表彰 青谷美恵子さん



平成18年度岐阜県統計功労者表彰式が2月9日、岐阜県庁で行われ、その席上、青谷美恵子さん（下新町）が、総務大臣表彰を受賞し、古田県知事より伝達さ

れました。

青谷さんは、多年にわたり統計調査員として各種統計調査に従事されており、そのなかでも特に国勢調査調査員として功績が認められ、今回の受賞となりました。

寄
附

【町民バス運行事業】

匿名 現金 1万円

町では、ご趣旨に沿うよう活用させていただきます。

AEDを設置しました

心室細動（不整脈の一種）などが発生した際に、電気ショックを与えることにより心臓を正常な状態に戻す機械であるAED（自動体外式除細動器）を（社）岐阜新聞岐阜放送社会事業団からの寄付を受けて、中央公民館に設置しました。

また、篤志者からの健康づくりへの寄付を受けてAEDを2台購入し、救命などに活用することとしました。なお、町では住民の安心・安全対策として今後、公共施設や学校に順次AEDを設置する予定です。



AED研修



中央公民館に設置されたAED

(3) 特殊勤務手当 (18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)	450千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	225円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)	1.3%		
手当の種類(手当数)	5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症患者の救護等	日額1,000円
死体取扱手当	行路病死者等の死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	1回1,000円
犬・猫等死体取扱手当	犬・猫等死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	1回300円
葬儀自動車運転手当	常時葬儀自動車の運転業務に従事する職員	葬儀自動車の運転業務	月額25,000円
火葬手当	常時火葬作業に従事する職員	火葬作業	月額35,000円

(4) 時間外勤務手当

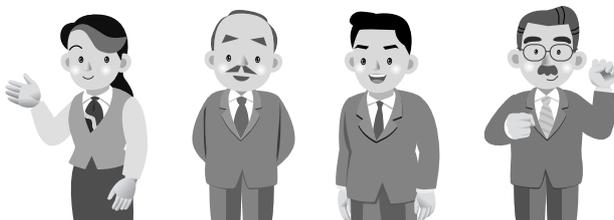
支給実績(17年度決算)	29,766千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	227千円
支給実績(16年度決算)	44,183千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	309千円

(5) その他の手当 (18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 月額6,000円 (ただし、扶養親族の支給対象にない配偶者がいる場合は、扶養親族のうち1人6,500円) 職員に配偶者のない場合、扶養親族のうち1人月額11,000円 その他の親族 月額5,000円 16歳から22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		15,813千円	219,618円
住居手当	借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して家賃額に対応して支給 月額27,000円以内 自宅に係る手当 新築又は購入後5年間支給 月額2,500円	同じ		3,452千円	132,769円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃相当額 自動車等使用者 2km以上(片道)使用者の距離に対応して支給 月額2,000円~24,500円(60km以上)	同じ		6,670千円	53,786円
管理職手当	給料月額9%~13%	異なる	給料月額の25%以内	12,284千円	472,447円

5 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	町長 729,000円
	助役 625,500円
	収入役 - 円
報酬	議長 300,000円
	副議長 260,000円
	議員 240,000円
期末手当	町長 (18年度支給割合) 4.45月分
	助役 (18年度支給割合) 4.45月分
退職手当	(算定方式) (支給時期)
	町長 退職時給料月額×在職期間1年につき100分の500 退職時 助役 退職時給料月額×在職期間1年につき100分の300 退職時



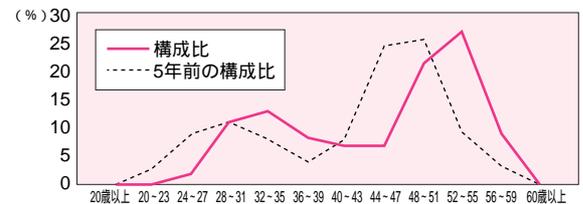
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成18年	平成17年		
一般行政部門	議会	3	3	0	事務事業の見直し 事務事業の見直し
	総務企画	41	41	0	
	税務	12	13	1	
	民生	42	44	2	
	衛生	10	10	0	
	農林水産	2	2	0	
	商工	2	2	0	
	土木	9	9	0	
	小計	121	124	3	
	特別職	教育	19	19	
小計		19	19	0	
公営企業等会計部門	水道	3	3	0	事務事業の見直し
	下水道	5	6	1	
	その他	5	5	0	
	小計	13	14	1	
合計		153	157	4	
		[167]	[171]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0	0	3	16	19	12	10	10	31	39	13	0	153

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標(数・率)

平成22年4月1日
現在における定員
の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	22人削減(14.0%)
		135人

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	17年~18年	(参考)数値目標
		計画前年	1年目	計	
一般行政	減員		6	6	27
	増員		3	3	
	差引		3	3(11.1%)	
	職員数	124	121	121	

(注)1 計画期間は17~21年の5年間で、2(%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

(参考)

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	17年~18年	(参考)数値目標
		計画前年	1年目	計	
特別行政	減員				3
	増員				
	差引				
	職員数	19	19	19	
公営企業等会計	減員		1	1	2
	増員				
	差引		1	1	
	職員数	14	13	1	
計	減員		1	1	5
	増員				
	差引		1	1	
	職員数	33	32	32	

町職員の給与等を公表します

笠松町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
17年度	22,009	5,545,681	394,843	1,242,933	22.4	23.0

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

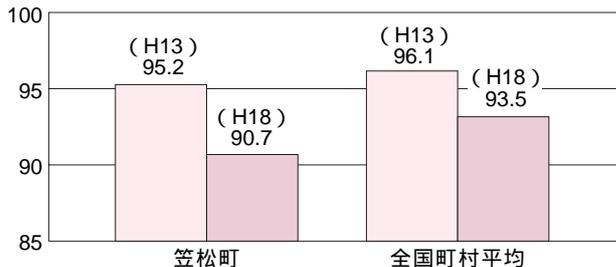
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	144	583,685	70,656	231,210	885,551	6,150

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項

平成18年度において、管理職手当及び期末・勤勉手当の役職加算の支給率を減
 管理職加算 20%減
 役職加算 50%減

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

一般行政職			技能労務職				
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
笠松町	45.7	341,008	388,221	笠松町	53.9	282,800	282,800
国	40.4	328,477	381,212	国	48.4	286,500	318,595

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区分	学歴	笠松町	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円
	高校卒	138,400円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	-
	中学卒	127,700円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（18年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	257,967円	293,020円	346,200円
	高校卒	232,100円	253,900円	327,500円

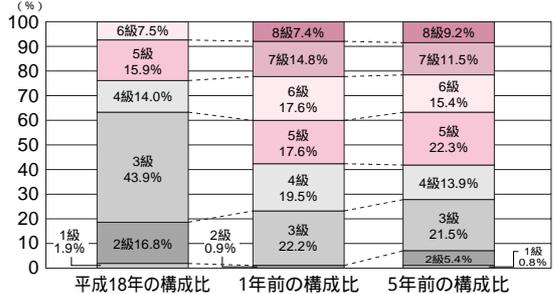
職員の給与などの実態を町民の皆さんにご理解いただくために、その状況について次のとおり公表します。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	部長・参与	8人	7.5%
5級	課長・参事・主幹	17人	15.9%
4級	副主幹	15人	14.0%
3級	主査・技術主査	47人	43.9%
2級	主任・主任技師	18人	16.8%
1級	主事・技師	2人	1.9%

(注) 1 笠松町の給与条則に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度4月1日より、1級・2級、4級・5級が統合されました。

(2) 昇給期間短縮の状況

区分	職員数		全職種
	A	B	
17年度	職員数	157人	157人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	1人	
	比率 B/A	0.6%	
16年度	職員数	166人	166人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	2人	
	比率 B/A	1.2%	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

笠松町	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,624千円	-
(17年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(17年度支給割合) 町と同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 9%~13% 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 10%~25% 役職加算 5%~20%

(注) ()は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（18年4月1日現在）

笠松町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.00月分 27.30月分 勤続25年 33.75月分 42.12月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 2,576千円 26,621千円	町と同じ

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

廃棄物減量等推進委員会議を開催

2月1日(木)、笠松小学校の講堂で廃棄物減量等推進委員会が開催されました。町内会長さんや推進委員の皆さんには、日頃は、地域でのごみ問題に対してリーダー的な役割と、町と町民の皆さんとのパイプ役として、多大なご尽力をいただいておりますが、今回の会議では、昨年10月から全町的に展開されている町内会単位の資源ごみ分別回収の成果が町から報告された後、今後の資源ごみステーションの管理体制などが確認されました。なお、会議の概要は次の通りです。

1 町内会単位による資源ごみ分別回収の管理体制について

- ◎4月からの町内会の当番制の規模については、町内会の自主的な判断に委ねる。
- ◎町職員1名のごみステーションへの派遣は4月から5月まで実施。
- ◎資源ごみ分別回収等推進交付金の交付(町内会に継続して交付)

2 ごみ処理券の貼付

現在23町内で実施している燃えるごみ袋へのシールの貼り付けを平成19年度末までに全町内で実施。

3 町内会ごとのごみステーションを集約(平成19年10月を目処)

- ◎家庭系燃えるごみ:地域間の公平性の確保を目的に、概ね15世帯~20世帯に1箇所
- ◎燃える大型ごみ、金物 ガレキ:地域間の公平性の確保と収集効率の向上を目的に、資源ごみのステーションの概ね2倍の箇所数

4 ダンボールの排出方法の変更について

●『カーボン紙の送り状』は、外す。

※油など、汚れが付着したもの → 「家庭系燃えるごみ」

※紙製容器包装を混入させないでください。

☆箱を閉じてあった『ガムテープの類』、『張り紙の類』、『留め金』は、外さなくてもよい。☆

5 岐阜羽島衛生施設組合22年問題について

- ◎笠松町のごみは、岐阜羽島衛生施設組合で処理していますが、次期施設は岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町の構成で、羽島市内の木曾川沿い南部北東地域を建設候補地として進めていることを報告。

6 ごみの有料化等について

- ◎ごみ収集体制(資源ごみの常設ストックヤードの設置を含む)およびごみの有料化の在り方について、町長の公的諮問機関である町廃棄物減量等推進審議会へ諮問する予定であることを報告。

7 生ごみ減量化推進補助金交付規則を変更し、補助対象品目を追加

- ◎太陽光・通気分解式生ごみ処理器 特徴:軒下、ベランダに設置可、電気不要

かさまつまちづくりガイド

—町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します—

⑫ 水道検針のお知らせ票の見方・漏水の確認方法

●●● 水道検針のお知らせ ●●●	
平成18年度 5 期使用分	
様	
① 1 使用者番号 012-1000-00	
住 所	
上水道使用水量	431 m ³ ②
検 針 日	平成18年 12月 1日
用途・口径	通常メーター 25mm
今回検針値	1,861 m ³
前回検針値	1,430 m ³
田メータ水量	***** m ³
井戸水使用水量	***** m ³ ③
検 針 日	平成 **年 **月 **日
用途・口径	一般用 25mm
今回検針値	***** m ³
前回検針値	***** m ³
田メータ水量	***** m ³
汚水排除量	431 m ³ ④
水道料金請求予定金額	37,246円 ⑤
<small>上記の金額は実際の請求と異なる場合がございます。</small>	
下水道使用料請求予定金額	41,435円 ⑥
<small>上記の金額は実際の請求と異なる場合がございます。</small>	
メモ	⑦ 納付書発送1/10頃、口座振替1/31
検針者名	
●●● 口座振替領収証書 ●●●	
振替年月	平成18年度 3 期使用分
振替年月日	平成18年 10月 2日
水道料金	
使用水量	467 m ³
振替金額	40,384円 ⑧
<small>上記金額をご指定口座より振替させていただきましたのでお知らせします。</small>	
笠松町水道事業 笠松町長 広江 正明	
下水道使用料	
汚水排除量	467 m ³
振替金額	44,912円 ⑧
<small>上記金額をご指定口座より振替させていただきましたのでお知らせします。</small>	
笠松町長 広江 正明	
<small>この用紙で直接集金はいたしません。</small>	

2ヶ月に一回検針を行った時にお渡しています水道検針のお知らせ票の見方と、ご家庭内での簡単な漏水の確認方法についてお知らせいたします。

水道検針のお知らせ票の見方

① 使用者番号

お客様番号として使用しています。お問い合わせの際には、この番号をお知らせください。

② 上水道使用水量

今回検針時の指針数から前回検針時の指針数を差引いたものです。

③ 井戸水使用水量

井戸水で下水道を使用される場合に表示され、計算方法は②と同様です。

④ 汚水排除量

②と③の合計

⑤ 水道料金請求予定金額

今回の水道料金の請求予定金額です。

⑥ 下水道使用料請求予定金額

今回の下水道使用料請求予定金額です。

⑦ メモ欄

納付書（金融機関などでご自身でお支払いいただく用紙）発送予定日および口座振替予定期日のお知らせです。

⑧ 口座振替済のお知らせ

前々回の料金を指定口座より振替えたお知らせです。納付書のかたは、表示していません。

ご家庭内の漏水について

家庭内で水道を使用していないにもかかわらずメーター（メーターに付いている銀色の部分）が回れば、ご家庭の中の水道管が破損し漏水している可能性があります。その場合は早急にご自身で指定店に調査・修理をお願いしてください。

※指定店がご不明な場合は、水道課までお尋ねいただくかまたは、町のホームページをご覧ください。

なお漏水が判明し、修理までに時間を要す場合は、メーターボックス内、もしくはその近くにある止水栓を閉めればご家庭の水は止まり、漏水を少しでも減らすことが出来ます。

止水栓

（これを閉めれば水は止まります）

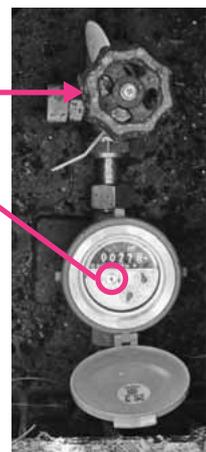
メーターに付いている銀色の部分

（通常水を使用している時のみに回ります。水を使用していない時に回る場合はどこかで漏水している可能性がありますので指定店へご相談ください。）

6期分の納付

水道料金・下水道使用料
納期限 3月26日(月)まで

【問合せ先】水道課



顔写真付の「住基カード」は身分証明書になります

笠松町に住民登録があるかたは住民基本台帳カード（住基カード）の交付を受けることができます。

住基カードは、高いセキュリティ機能をもつICカードで、このカードと公的個人認証サービスを利用すれば、自宅のパソコンからインターネットを通じて、さまざまな行政手続きをいつでも簡単に行うことができます。

また、住基カードには、顔写真付と顔写真なしの2種類があり、顔写真付の住基カードを取得すれば、運転免許証やパスポートなどと同様に公的な身分証明書として利用できます。

これからは、顔写真付の身分証明書の提示を求められる場面が増えてきます。平成19年1月4日より金融機関などで10万円を超える現金を振り込む際には、公的な身分証明書の提示が必要になりました。そのような時に、運転免許証などをお持ちでないかたには顔写真付住基カードが便利です。

他にも次のような場面で住基カードを身分証明書として利用できます。

- ・銀行などで口座を開設するとき
- ・パスポートの申請のとき
- ・書留郵便の受け取りのとき

住基カードは、役場住民課窓口で申請できます。顔写真付住基カードを申請する場合には次のものがが必要です。

印鑑

本人確認できるもの（運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳（証書）など）

顔写真（たて4.5センチ×よこ3.5センチで、無帽・正面・無背景のもの。また、6ヶ月以内に撮影したもの）

顔写真付を希望しないかたは、は不要です。

【交付手数料】1枚 500円

住基カードは即日交付ではありませんので、余裕をもってお申し込みください。



老人保健からのお知らせ

老人医療費は、受給者のかたが、かかった医療費の一部を医療機関の窓口で支払いますが、残りの医療費は、国・県・町からの公費負担や、各保険者からの拠出金（老人保健拠出金）により賄われています。

制度改正により平成14年10月から対象年齢が75歳以上に引き上げられ、老人保健の対象者が減少したことにより医療費の総額は年々減少していますが、1人当たり医療費は増加傾向にあります。

【笠松町の老人保健の現状】

年度	対象者数 人	医療費の額(年間) 円	一人当たり医療費(年間) 円
14年度	2,624	2,071,064,340	789,278
15年度	2,534	2,119,416,029	836,391
16年度	2,433	2,098,100,670	862,351
17年度	2,336	1,979,436,374	847,361

医療費が増加すれば、拠出金が増え、拠出金が増えれば、各保険者の保険料負担も増えるということになると同時に、町の負担も増えることになります。日頃から健康の保持に努め、医療費を有効に使うために次のようなことを心がけましょう。

- ・時間外、休日受診はなるべく避けましょう
- ・病院のかけもちはやめましょう
- ・むやみに薬をほしがるのはやめましょう

【問合せ先】住民課

明るく 仲良く たくましく

笠松小学校の子どもたちの特徴は表題の三つの言葉で表されるのではないかと思います。この特徴は、子どもたちを育む温かい家庭、学校の先生がた、地域のかたがたの心と態度の反映だと思えます。子どもたちを取り巻く環境が悪化する一方の日本の社会の中で、笠松小学校の子どもたちは本当に幸せです。

笠松小学校PTAは、子どもたちが喜んで学校生活を送ることが出来るよう、2006年度も学校と保護者のかたがたに協力をお願いし、さまざまな取り組みをしてきました。

【授業参観日の学校探検】



子どもたちが家族の人とクイズをしながら校内探検を



笠松町道徳教育連絡会議



しました。「タンケンレンジャー」も登場し、子どもたちの生き生きとした表情が印象的でした。

【合同講演会】
子どもたちが明るく、仲良く、たくましく育つためには、私たち親の生き方が問われます。昨年に引き続き、全ての委員会合同でカウンセラーの竹内成彦先生をお招きして講演会を行いました。子どもと心の通った関係を築くために、「子どものサインが見えますか、子どもの話を聞こう」というテーマで講演していただきました。「親子でこんな会話ができれば」と思われる、楽しく心に響くお話でした。

【祖父母 家族参観＆ふれあいの会】
子どもたちを温かく見守ってくださる祖父母のかたや家族を学校にお迎えして子どもたちの合唱とPTAコーラスクラブの合唱を聴いていただきました。また、子どもたちが心をこめて育てた菊をプレゼントしました。

【親子活動Ⅱお餅つき】
親子で協力して、力いっぱいお餅をつき、その後は美味しいお餅を皆でいただく。とても幸せなひと時でした。



最後は今年発足した「笠松地域子どもを守る会」の活動を紹介します。子どもたちの登下校時に要所に立ち、子どもたちの安全を見守って明るく声をかけてくださっています。子どもたちの挨拶も生き生きとしてきたことを感じるこの頃です。



子どもたちの明るい笑顔は私たちに与えて将来のエネルギーです。それを絶やさない町に！

笠松小学校PTA

会長 土屋 繁

岐阜県後期高齢者医療広域連合の設立について

近年の急速な高齢化の進行に伴い、増加の一途をたどる医療費の伸びを抑制し、現役世代と高齢者世代の負担の不公平を解消するために、安定的で持続可能な医療制度の構築が必要になってきています。

このため、75歳以上（一定の障害のあるかたは65歳以上）のかたを対象とした現在の「老人保健医療制度」が平成20年4月から「後期高齢者医療制度」にかわります。

これまで「老人保健医療制度」の運営はそれぞれの市町村で行ってきましたが、「後期高齢者医療制度」の運営は、全県的に行うこととなります。そのため、平成19年2月1日に県内全ての市町村が参加する広域連合を設立しました。

広域連合では、今後「後期高齢者医療制度」の開始に向け、原則県内均一の保険料率の設定や、各市町村窓口と結んで給付事務などを行う電算処理システムの構築などの準備をしています。

後期高齢者医療制度に関してのご質問は岐阜県後期高齢者医療広域連合（☎387 - 6368（代表））、または、市町村の担当窓口までお問い合わせください。 【問合先】住民課

笠松春まつり開催

3月23日(金)～4月15日(日)

かさまつまちづくりイベント実行委員会主催の「笠松春まつり」が3月23日(金)からの『桜まつり』を皮切りに多彩な催しが行われます。是非、お出かけください。

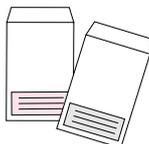
行事・日程	内 容	行事・日程	内 容
桜まつり 3月23日(金)～ 4月15日(日)	奈良津堤三角駐車場付近一帯の桜並木のライトアップ(午後10時まで) *危険および景観阻害防止のためロープなどでの場所取りは禁止。	大名行列お奴 4月15日(日) 午後0時30分～ 午後3時15分	大名行列お奴は、毛槍を掛け声とともに投げ渡しなが練り歩く伝統芸能で、八幡神社と産霊神社の例祭へ奉芸(県重要無形民俗文化財)。
笠松陣屋市 4月14日(土) 午前11時～ 午後4時	本町通り一帯を歩行者天国にしてフリーマーケット、即売会、屋台コーナー、駄菓子販売、子ども広場など、陣屋市を再現。	フリーマーケット出店者募集 笠松陣屋市フリーマーケットの出店者を募集しています。 【応募資格】 町内に在住の18歳以上で営利目的でないかた 【出店料】 無料(ただし、一人1ブース3m×2m限り) 【申込期限】 3月14日(水) 【申込・問合せ先】 販売できない物品もありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。 笠松町商工会 ☎388-2566 FAX387-6840	
宵まつり 4月14日(土) 午後5時～ 午後8時30分	西宮町産霊神社境内で町内みこし奉納、舞台イベント、屋台コーナー、抽選会の開催。		
本まつりオープニング 4月15日(日) 午前10時30分～ 午後0時10分	本町通りで、笠松清流太鼓の演奏、チャモロ民族ダンスなど、婦人会の踊り、園児の演技。		

イベントサポーター募集

かさまつまちづくりイベント実行委員会ではイベントの企画や運営に参加していただけるかたを募集しています。
【活動内容】主として、リバーサイドカーニバルの企画(会議・月1回程度)、イベント当日のスタッフ
【任 期】1年間
【応募資格】町内在住・在勤の高校生以上のかた
【募集人員】20人程度
【申込期限】3月23日(金)
【申込・問合せ先】環境経済課内・かさまつまちづくりイベント実行委員会事務局 ☎388-1114 FAX387-5816

4月から広告が変わります。ぜひご利用ください。

- 広報紙の広告枠を現在の縦1.5cmから3.0cmに拡大します。(広告掲載料は変わりません。)
- これによって様々なマークや図などが掲載しやすくなります。
- 住民課や税務課などの窓口で発行する証明書を入れるため備付けてある窓口用封筒の両面に、新たに広告を掲載します。



新しい広告枠

〈お問い合わせは〉

役 場 ☎388-1111
☎387-5816
北 事 務 所 ☎387-6266
福 祉 健 康 セ ン タ ー ☎388-7171
中 央 公 民 館 ☎388-3231
(町体育協会事務局)
歴 史 民 俗 資 料 館 ☎388-0161

松 枝 公 民 館 ☎387-0156
総 合 会 館 ☎387-8432
福 祉 会 館 ☎387-1121
子 育 て 支 援 セ ン タ ー ☎387-2664
町 社 会 福 祉 協 議 会 ☎387-5332

情報



4月1日から国民健康保険証が 新しくなります 住民課

新しい保険証は、3月下旬にお手元に届くよう配達記録で郵送します。お手元に届きましたら、必ず記載内容を確認し、4月1日以降、医療機関で受診される際には、新しい保険証を窓口に表示してください。なお、古い保険証はお使いにならないようハサミで切るなどしてご自身で処分してください。

また、新しい保険証が届いたかたで、既に会社などに就職し職場の健康保険証をお持ちのかたは、速やかに職場の健康保険証・国民健康保険証・印鑑を持って、住民課へ届け出てください。

保険証が届かなかたり、不明な点があるときはお問い合わせください。

健康診査申込(家族調査)

福祉健康課

町では、町民の皆さんに、健康で明るい生活を送っていただけるよう、毎年定期的に、健康診査や各種検診を実施しています。

広報かさまつ3月号と一緒に「健康診査申込書(家族調査票)」をお配りしましたので、記入上の注意を参考に、記入してください。

【調査対象者】平成元年4月1日以前に生まれたかた

【調査期間】3月1日(木)~12日(月)

調査票は、変更のあった該当者のみ回収します。

健診・検診により、前年度と自己負担金の変更がありますので、同封の「平成19年度健(検)診予定」をご覧ください。

電気のお引越しもお忘れなく!

中部電力(株)各務原営業所

引越しシーズンが到来しました。電気のお引越しもお忘れのないよう、お早めに下記までご連絡ください。

【平日受付】午前8時30分~午後8時

【土曜日受付】午前9時~午後5時

【問合先】中部電力(株)各務原営業所 ☎374-2100

休日診療のお知らせ 福祉健康課

3月の休日当番医は次のとおりです。必ず保険証をご持参ください。

なお、当番医が急用などで変更する場合もありますので、前もって役場で確認してください。

下記以外については、羽島郡救急医療情報センター(羽島郡広域連合消防本部内)へお問い合わせください。
☎388-3799

【内科系】診療時間9時~16時

在宅当番医一覧表

日	医 師 名	所 在	電 話
4	小寺医院 小寺 三喜	笠松町美笠通	387-4504
11	沢田内科 沢田 英夫	岐南町上印食	247-5131
18	こめの医院 伊藤 恒夫	笠松町米野	387-6010
②1	愛生病院 服部 福德	笠松町円城寺	388-3300
25	松波総合病院 山北 宜由	笠松町田代	388-0111

二次的病院は、全ての日程とも松波総合病院(田代 ☎388-0111)です。

入院を必要とされるかたは、二次的病院に入院できることになっています。
印は祝日

【歯科系】診療時間10時~16時

在宅当番医一覧表

日	医 師 名	所 在	電 話
4	岐南歯科クリニック 金 昇孝	岐南町八剣北	248-1116
11	久納歯科医院 久納 玄裕	笠松町下本町	387-2051
18	小島歯科医院 小島 良	笠松町奈良町	387-2848
②1	小島歯科医院 小島 一洋	岐南町平島	245-2096
25	ごとう歯科 五藤 雅敏	笠松町田代	387-0955

印は祝日

広告を募集しています

航空宇宙産業に貢献する
株 式 会 社 光 製 作 所
羽島郡笠松町中野 ☎ 387-4361

〈各課直通電話〉

総務課 ☎388-1111
税務課 ☎388-1112
企画課 ☎388-1113
環境経済課 ☎388-1114
住民課 ☎388-1115
福祉健康課 ☎388-1116
(窓口)

福祉健康センター ☎388-7171
建設課 ☎388-1117
水道課 ☎388-1118
会計課 ☎388-1119
議会事務局 ☎388-1110

情報



児童館行事のお知らせ 児童館

児童館では、小学生・幼児親子を対象にした行事を行っています。

3月17日(土)11時から幼児親子を対象に小学生(ボラクラブ)が「おみせやさんごっこ」を行います。申し込みの必要はありません。皆さん気軽に遊びにきてください。お待ちしております。

【申込・問合先】児童館☎388 - 0811

小学生行事

月・日(曜日)	時間	行事名		
4月	10:00~	4日(水)	壁飾りづくり	
		7日(土)	ふうせんバレー	
		21日(土)	ボラクラブ	
		29日(日)	母の日プレゼントづくり	
5月	11:00~	5日(土)	おはなしタイム(幼児親子参加可)	
		10:00~	13日(日)	パドミントンあそび
			19日(土)	ボラクラブ
6月	10:00~	2日(土)	つくってあそぼう	
		10日(日)	父の日プレゼントづくり	
		16日(土)	ボラクラブ(幼児親子対象)	
		24日(日)	七夕飾りづくり	

幼児親子行事 ピヨピヨひろば10:30~ 手づくりクラブ11:00~

月	日(曜日)	日(曜日)
5月	10日(木)11日(金)	8日(火)
6月	7日(木)8日(金)	12日(火)



使用済みとなった食用油の回収

環境経済課

家庭で使用済みとなった食用油の回収を町婦人会・生活学校の協力で、次のとおり実施しますので、ご利用ください。

【月 日】3月16日(金)

【時間】午前9時30分~11時30分

【回収場所】役場・中央公民館・松枝公民館・
下羽栗会館

新聞紙、牛乳パック、ダンボール、アルミ缶も同時に回収します。

子育てサロン「みんなで遊ぼう」開催

子育て支援センター

みなさんの子育てを少しでもサポートするため、乳幼児と保護者のかたが遊びをとおしてふれあう場、保護者のかたの交流の場として子育てサロンを開催します。皆さん気軽に遊びに来てください。お待ちしております。

【月 日】3月9日(金)

【時間】午前10時~11時

【場所】松枝公民館(和室)

【対象者】乳幼児とその保護者

【問合先】子育て支援センター(第一保育所内)

☎387 - 2664



就学援助費について

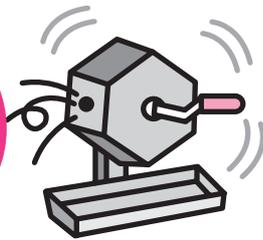
羽島郡二町教育委員会

経済的理由で就学困難な小・中学校生に、給食費や学用品費、その他学校に必要な経費の援助を行っています。

この援助を受けるには手続きが必要です。希望されるかたは地域の民生委員、または学校の担任にご相談ください。

【問合先】羽島郡二町教育委員会 ☎245 - 1133

体育施設の
利用抽選会



奨学生の募集について 総務課

(財)国際調和クラブ(理事長 ^{カオル}青山 龍氏)より、学費が困難な高校生などに対し、修学に必要な資金を助成する奨学金の寄附申し出がありました。

つきましては、下記の条件で奨学生を募集しますので、ご希望のかたはお申し込みください。

【対象者】笠松町在住で、4月に新高校1年生となる見込みの者(高専、盲学校、聾学校を含む。)

【対象者数】3人以内

【支給額】1人年額 30万円

【申込期限】平成19年3月20日(火)

【申込先】笠松町総務部総務課 申込用紙は総務課にあります。☎388-1111

臨時保育士募集

福祉健康課・(財)笠松町地域振興公社

町および財団法人笠松町地域振興公社では、臨時保育士を次のとおり募集します。

【採用予定人員】5人

【勤務場所】松枝保育所、下羽栗保育所

【勤務時間】午前7時～午後7時(休憩時間を含む)のうち7時間45分

【休日】日曜日、祝日、年末年始のほか、月曜日～土曜日のうち1日休み

【賃金】時給890円。ただし保育所(園)、幼稚園での経験年数5年以上のかたは1,000円

【雇用期間】平成19年4月1日～平成20年3月31日
雇用期間の延長あり

【選考方法】書類審査・面接

【申込・問合せ先】北事務所 ☎387-6266



<http://www.kasamatsu-keiba.com/>

マーチカップ【SP】シリーズ

3月12日(月)ヒヤシンス特別

13日(火)早春特別

14日(水)春蘭特別・つくし賞(指定交流)

15日(木)第34回マーチカップ(SP)・白鷺特別・弥生特別

16日(金)第5回若草賞(SP)・橘特別

ホームページにてレース映像配信実施中
NTTドコモ「FOMA」ライブ中継配信

運動場・テニスコート(4月分)

【月日】3月25日(日)

【時間】午後7時30分～

【場所】中央公民館

消防団員募集

～あなたの力を消防団に～ 総務課

消防団員は、「わがまちを災害から守る」という使命感のもと、さまざまな仕事を持ちながら、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っています。

地域の安心・安全を守り、災害のないまちづくりのために、是非あなたの力をお貸しください。

【主な活動】

災害活動	火災、地震、台風などの災害が発生した場合には、消防署と連携して、消火活動や救出活動などを行い、住民を守っています。
予防広報活動	年末夜警や火災予防週間中に広報活動を行い、火災予防の呼びかけを行っています。
地域の防災リーダー	住民一人ひとりの防災力を高めるために、各地域の自主防災訓練の指導を行っています。
常日頃の教育・訓練	防火・防災活動には、専門的な知識と技術が必要です。消火技術や応急救護訓練を通じて、常日頃から消防団の災害活動力を高めています。

【入団資格】

消防団の管轄区域内(笠松町内)に居住、または勤務していること

年齢が18歳以上であること

地域防災への熱意があり健康であること

女性のかたも歓迎します。

【団員の身分】

非常勤特別職の地方公務員です。

年間の報酬額(一定の額)が支給されるとともに、災害や訓練などの活動に対して、手当が支給されます。

活動に必要な被服などが貸与されます。

活動により負傷された場合には、条例に基づき補償されます。

一定期間勤務し退団した場合には、退職報償金が支給されます。

【問合せ先】総務部総務課 消防防災担当

☎388-1111(内線322)



保健 (健診・予防接種・相談・教室など)

内 容	日(曜日)	受付時間	場 所	
乳児健康診査・BCG予防接種	6日(火)	13:20～14:10	福祉健康センター	
1歳6か月児健康診査・フッ化物塗布	8日(木)	13:10～13:50		
3歳児健康診査・フッ化物塗布	22日(木)			
お誕生教室	13日(火)	13:20～14:00		
にこにこ教室	8日(木)	9:20～9:30		
歯みがき教室	7日(水)	13:00～14:30		
	27日(火)			
プレバマクラブ	27日(火)	13:00～13:10		
育児相談・マタニティ相談	7日(水)	13:00～14:30		福祉健康センター
	14日(水)	10:00～11:30		第一保育所
	14日(水)	13:30～14:30	下羽栗会館	
	27日(火)	13:00～14:30	福祉健康センター	
健康相談	7日(水)	13:00～14:30	福祉健康センター	
	12日(月)	13:30～14:30	福祉会館	
	14日(水)		下羽栗会館	
転倒予防教室	1日(木)	13:30～15:15	総合会館	
	15日(木)			
認知症・閉じこもり予防教室	28日(水)	13:30～15:15	福祉健康センター	
ふれあい喫茶	9日(金)	10:00～11:30	福祉会館	
	13日(火)		福祉健康センター	
	20日(火)		総合会館	
貯筋(ちよきん)くらぶ (筋力アップ教室)	14日(水)	9:30～11:15	福祉健康センター	
	26日(月)			
献 血	9日(金)	9:00～10:30	中部サイデン(株)	
		11:30～13:00	岐阜信用金庫	
		14:00～16:00	福祉健康センター	

3月18日家庭の日

▼今月のテーマ
家族みんなで、
家のまわりをきれいに
住みよい環境をつくりましょう

図書室休室日のお知らせ

今月のお休みはありません。次の休室日は4月2日(月)です。
中央公民館・松枝公民館・総合会館の図書館には、毎週新しい本が入ってきます。新着本は、ホームページの蔵書検索からご覧いただけます。



相 談

内 容	日(曜日)	受付時間	場 所
心配ごと相談	担当地域民生委員の在宅相談		
悩みごと相談	7日(水)	13:00～15:00	福祉会館
	28日(水)		
行政相談	在宅相談 行政相談委員 岩田 修 宮川町57	☎387-3718	
人権相談	在宅相談 人権擁護委員 保母勝壽 弥生町30 則竹 緑 東陽町36-3 後藤 稔 北及1183 杉原貴子 中野256	☎387-2782 ☎387-9625 ☎388-1495 ☎388-1496	
身体障害者相談	在宅相談 身体障害者相談員 南谷隆行 上本町26 早水春生 西宮町131 河尻和男 北及1902 堀場靖隆 円城寺929	☎387-2247 ☎388-0029 ☎387-5788 ☎388-3791	

企画展 笠松の儒学者 角田 錦江

【期 間】3月1日(木)～30日(金)
【開館時間】午前9時～午後5時
【休館日】月曜日
【入館料】無料



☎388-0161 / FAX388-0185

ごみ川柳

拾うより 捨てない心 大切に
岐阜県第8回「ごみ対策」川柳コンテスト佳作作品

子どもの予防接種週間
3月1日(木)～7日(水)

平成19年度の国民年金保険料の額が変わりました

平成19年度の国民年金保険料は14,100円です。保険料は納付期限までに納めましょう。

○納付書で保険料を納めているかたの場合

社会保険庁から4月上旬に平成19年度(1年分)の納付書が送付されますので、お近くの金融機関などで納めていただきますようお願いします。

ただし、18年度に免除などが承認されているかたは、免除期間終了後に納付書が送付されます。

○口座振替を利用して納めているかたの場合

平成19年度分以降についても、申し出されている振替方法で継続して振替がされます。(納付書は送付されません)

なお、振替方法の変更を希望されるかたは届出が必要となりますので、お早めに手続きしてください。

※「毎月納付(当月振替)」、「6ヶ月前納」、「1年前納」をされるかたには、保険料の割引があり大変お得です。ぜひ、ご利用ください。(割引額については毎年見直しを行い定められます)

●引き落とし日

引き落とし日は毎月末日、前納の場合は、毎年4月末(1年前納または6ヶ月前納)および10月末(6ヶ月前納)となります。末日が土曜日、日曜日、祝祭日などで金融機関が休みの場合は、翌月の最初の金融機関営業日になります。

●振替不能となった場合

振替日に残高不足などにより振替ができなかった場合は、翌月の振替日に当月分と合わせて2か月分の振替を行います。再振替により振替ができなかった場合には納付書を送付しますので、納付書により現金でお近くの金融機関などで納めていただくこととなります。

なお、前納が振替不能となった場合は、前納としての取り扱いはできなくなり、毎月納付の口座振替者として、当月分を翌月末日に引き落としとしていくこととなります。

(ただし、申し出により年度の途中でも再度、残りの月分について納付書で前納することができます)

国民年金

[問合せ先]
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

火災予防条例の改正により、平成十八年六月一日から新築住宅に、平成二十三年六月一日から既存住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い悪質な訪問販売が各地で発生しています。訪問販売には次のような手口があります。

法律で設置が義務付けられたので、早急に取り付けなければならぬと迫る。(未設置に対して罰金などの罰則の適用はありません。)

「今なら2個で円です。」と割安感を強調する。

(住宅用火災警報器自体が安くても、取り付け費用として法外な値段を請求してくる場合があります。)

消防職員や役場職員になりすまし、安全であるかのように購入を迫る。



**住宅用火災警報器
不適切な訪問販売に
ご注意ください!**



(消防職員や役場職員は、訪問販売はしていません。)

このような場面に遭遇したらその場で安易にサインや契約をせず、他の業者の価格と比較するなど、十分な検討と落ち着いた対応をしてください。

おかしいと思ったら、先ず消費生活センターや消防署へお問い合わせください。

羽島郡広域連合
☎388-1195



私たちは、チーム名のとおり、「仲良く楽しく」がモットーのソフトバレークラブです。

週2回の練習は、わきあいあいと楽しく、ストレス発散・運動不足解消には、もってこいのスポーツです。

羽島郡と笠松町主催の試合が年6回あり、参加するからには「勝ちたい」と、実戦にむけたメニューで練習しています。一度、参加してみませんか。

【活動日】毎週水・土曜日
午後7時30分

【場所】松枝小学校屋内運動場
【連絡先】北及 斉藤隆夫宅

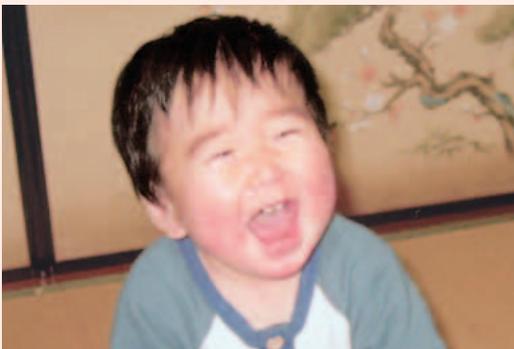
☎387 1010
(午後8時～10時の間
でお願いします)

おなまえは

こん どう そう た
近藤相太くん(円城寺)
(H18.3.6生)

近藤寛明・由香さんの子

はじめまして 相太です。
ボクの一番好きな遊びはボールで遊ぶことです。
今はまだ歩けないけど早く歩けるようになって大好きなお兄ちゃんと一緒に遊びたいな。



こん
に
ち
は



おなまえは

まつ ばら ゆ な
松原有郁ちゃん(瓢町)
(H18.3.18生)

松原英和・美佐子さんの子

おねえちゃんが大好き！！
いつも後を追いかけています。
最近ではつかまらずに立てるようになりました。
早くおねえちゃんと走りまわれるようになりたいなあ。



まちの人口

平成19年1月1日現在

	前月比
人口	22,445人(増4)
男	10,794人(減6)
女	11,651人(増10)
世帯数	7,872世帯(減2)



【問合せ先 住民課】

Q 自分の住民票を窓口で発行してもらいたのですが、手続きに必要なものはありますか。また、本人以外の家族でも住民票を発行してもらえるのでしょうか。

A 住民票の発行の際には窓口で申請書を記入していただきます。申請書には窓口にもえたかたの署名および本人確認をさせていただいていますので、本人確認のできる資料として、運転免許証、パスポート、健康保険証などを持参してください。

また、同一世帯のかたの申請であれば、本人と同様の手続き方法で住民票を発行します。

第三者が本人になりすまして住民票などを請求し、不正に取得して悪用するトラブルが全国的に発生しています。町民の皆さんの大切な個人情報を守るため、交付する際に、本人確認を行っていますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

こんなとき どうするの Q&A

このコーナーでは、日ごろ町民の皆さんから役場へ寄せられる質問・意見などを回答とともに紹介します。